

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種関連事務評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安平町は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道安平町長

## 公表日

令和4年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	<p>・予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第15条の規定に基づき、健康被害を受けた者の健康被害救済給付関係事務について、救済給付の申請に要する書類の省略等を可能にする。</p> <p>・予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第15条の規定に基づき、A類傷病、B類傷病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種対象者の把握、未接種者への勧奨及び接種事務の報告、実費徴収などの事務を実施するものである。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種後の登録・管理、他市町村へ接種記録の照会・提供、予防接種後の接種者からの申請に基づき接種証明書の交付等、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を実施するものである。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第9条第1項 別表第1 項番10</li><li>・第9条第1項 別表第1 項番93の2</li><li>・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li></ul> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第67条の2</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報照会:第19条第7号 別表第2 項番16の2、17、18、19</li><li>・情報提供:第19条第7号 別表第2 項番16の2、16の3</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課 健康推進グループ
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務グループ 059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 総務グループ 059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点
＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点
＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉課	健康福祉課 健康推進グループ	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 大窪 好己	健康福祉課長	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策 1～9		新様式への変更	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第15条の規定に基づき、健康被害を受けた者の健康被害救済給付関係事務について、救済給付の申請に要する書類の省略等を可能にする。</li> <li>・予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第15条の規定に基づき、A類傷病、B類傷病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種対象者の把握、未接種者への勧奨及び接種事務の報告、実費徴収などの事務を実施するものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第15条の規定に基づき、健康被害を受けた者の健康被害救済給付関係事務について、救済給付の申請に要する書類の省略等を可能にする。</li> <li>・予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第15条の規定に基づき、A類傷病、B類傷病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種対象者の把握、未接種者への勧奨及び接種事務の報告、実費徴収などの事務を実施するものである。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種後の登録・管理、他市町村へ接種記録の照会・提供、予防接種後の接種者からの申請に基づき接種証明書の交付等、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を実施するものである。</li> </ul>	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第8条第一項 別表第一項番10	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第1 項番10</li> <li>・第9条第1項 別表第1 項番93の2</li> <li>・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> </ul> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第67条の2</li> </ul>	事後	

